

センター名	西部地域療育センター
-------	------------

1 地域の中核機関として果たすべき役割について

増え続けている利用希望児の多様化する障害像やニーズに対応するためには、新たなサービスの創出と、地域の関係機関と密接に連携した体制強化が極めて重要です。R5年3月に報告された、「地域療育センターのあり方検討のまとめ」を遅滞なく実施していきます。果たすべき重要な役割は次の4項目です。

(1) 発達への支援

一人ひとりの子どもの多様なニーズに対して、これまで培ってきた専門性の高い療育機能を発揮するとともに、豊富な療育プログラムを提供することで、子どもの持てる力を育み、発達を支援します。

(2) 家族への支援

家族が安心して子育てに向かえるよう、家族の気持ちに寄り添いつつ、子育てを個別、集団の場で支援するとともに、保護者のニーズや生活スタイルの変化、多様化に対応するサービスを創出、提供します。

(3) 地域への支援

子どもや家族が地域生活を送る上での困難をできるだけ改善、軽減し、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、関係機関等への支援を行い、障害のある子どもの地域での育ちを支援します。

(4) 従来の枠組みに捉われない新たな地域療育センター機能の検討、実施

障害の多様化、社会や環境の変化に伴うニーズの変化、多様化に柔軟に対応できる体制を構築します。

2 センターの支援の専門性、総合性の確保について

地域における障害児の中核機関であるためには、これまでの経験と実績に基づき他の団体では対応できない専門性の追究と、多専門職種による関わりが継続することでの総合性が不可欠だと捉えています。

(1) 専門性の確保について

所属長、先輩職員からのOJTとともに、職員個々の技術レベルに応じた体系的な研修の実施や各専門領域の活動を支援することにより専門性の向上を図り、療育サービスに反映させます。

(2) 総合性の確保について

ア 発達障害、知的障害、肢体不自由、聴覚・言語障害等を主対象とし、障害の多様化に対応します。

イ 生後間もない時期から学齢前期までを対象とし、リハセンター等事業団内部及び関係機関と密接な連携のもと、ライフステージを見据えた支援に努めます。

ウ 各専門職の専門性を総合的に結集させ、バリエーション豊富にサービスを提供します。また、療育専門機関として、専門性や総合性を確保して力を発揮するために、センター内部だけでなく事業団全体で機能的な連携体制をとります。法人が運営している各センターの機能を有効に活用して、次のような専門性の高い総合的なサービスを提供していきます。

(ア) 診断、療育水準を維持・向上させるための連携

(イ) 入院機能、学齢後期以降のサービス機能を持つリハセンター診療所等関係部門との連携

(ウ) 福祉機器や住宅改造等に関するリハセンター在宅リハビリテーション事業、研究開発事業との連携

(エ) スポーツプログラムや文化活動プログラム等に関する横浜ラポール・ラポール上大岡との連携

3 センター運営に関する現状の主要課題について

(1) 利用申込数の増加に伴うサービスの提供

利用申込数の増加に対し、申込直後からの相談・ひろば事業の初期支援サービスを充実することで、子どもと家族が安心、安定した家庭生活が営めることができるよう支援する必要があります。

(2) ニーズの多様化に対応した集団療育体制の構築

集団療育は、知的障害を認められる児に対する複数日登園の通園施設と、知的障害がない、もしくは軽度の知的障害がある児に対する週1日登園がありますが、社会情勢の変化によるニーズの更なる多様化に

も対応できる、新たな療育体制を構築する必要があります。

(3) 地域関係機関との連携

増え続ける利用申込者をセンターだけで対応するのではなく、地域との連携・協働は今後さらに重要となってくると考えられます。区福祉保健センター及び子どもが通う保育所・幼稚園、地域訓練会等との機関連携はもちろん、地域子育て拠点を中心とした、地域における支援者との連携が必須と考えます。

(4) ハード面の課題

開所から 20 年を迎え、当初想定していなかったニーズの多様化により新たな取組を実施してきましたが、タイムリーで適切なサービス提供を行う上で、相談室等の部屋が不足してきています。

4 今後のセンター運営の基本的な考え方、センターとして重点的に取り組む事項について

子どもと家族が安心して地域生活を営めるような療育サービスを提供していくことを基本に据え、地域の療育ネットワークの中核機関の一つとして関係機関と密接な連携を確保していきます。

(1) 相談から始まるサービスの充実

利用申込直後から開始される相談を中心とした初期支援サービスを充実させ、子どもが必要なサービスを早い段階からアセスメントするとともに、サービスとサービスの間に谷間がない体制を構築します。また、集団療育を利用する場合は、必要とする時期や頻度を精査し、既存の枠組みに捉われないプログラムを提供します。

(2) 家族への支援

利用申込直後から開始される相談を中心としたサービスや谷間のないサービス体制の構築により、家族の子育ての不安等を軽減、解消し、安心、安定した家庭生活が営めるよう支援しています。また、家族間の交流や精神的なサポートに重点を置いたプログラムを提供するとともに、安心して療育に参加できるようボランティアの育成にも努めます。

(3) 地域との連携・協働

障害がある児及び家族を地域全体で支えることを目標に、保育所・幼稚園等の関係機関支援だけでなく、障害児の専門機関として、発達障害児への対応についての理解促進や療育ネットワークの発展のために、各区の地域子育て支援拠点を中心とした地域における支援者と連携、協力します。

(4) 従来の枠組みに捉われない新たな地域療育センター機能の検討、実施

利用申込者数が増加し続けている状況や障害の多様化、利用ニーズ、関係機関からのニーズが変化・多様化している状況の中、上記(1)～(3)を実現させるために、従来の枠組みに捉われない、これからの地域療育センター機能とは何かについて、法人全体で今後も検討、実施していきます。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 様々な専門職種が運営の基本理念をよく認識してチームアプローチを実践することにより、個別の対応だけでなく、関係機関からの協力要請等に対しても、速やかに対処・対応できる組織体系が整っています。

(2) 児童発達支援センター等のセンター固有の療育を利用する 4 月までの間に、サービスの谷間が生じうる問題をふまえ、5 年ほど前から「つなぎプログラム」をセンター独自で実施しており、業務を整理しつつ様々な専門職種が関与する仕組みを工夫することで、一定の療育を保障し、保護者の不安を軽減する取組を続けてきました。今後も利用者のニーズを的確に把握し、従来の枠にとられない新たな取組を積極的に実施し、常に利用者サービスの向上を目指していきます。

(3) 近年のコロナ禍で家族活動や地域社会が変化しつつある中、保護者・家族への支援を見直し、親子登園のあり方、リモート機能を用いた保護者教室などに改良を行いました。

※ 本様式（A 4 判両面）1 枚で作成してください。

※ センターのあり方検討を踏まえた利用の流れの見直し（初期支援体制の整備等）についても、記載すべきことがあれば併せて記入してください。

1 職員の人材育成・研修に関する現状の課題、更に充実を図るべき事項について

経営理念に掲げる「豊かな人間性と高い専門性」の実現を目指し、人材育成の基本方針として策定した「人材育成計画」において「人材こそが最も重要な経営資源」と位置付けています。現在の課題としては、高度な専門知識や療育スキルの習得だけでなく、利用者（利用児・保護者など）の声や社会情勢の変化に対応しながら、多様化する支援ニーズに応えるための新しいプログラムの開発と実践が求められています。これらの課題に対応できるプロフェッショナルを育成することを目指しています。さらに、組織全体として人材育成に取り組む組織風土を醸成することも重要であり、世代交代を見据えながら、各階層の職員が資質や能力を向上させ、それぞれの専門領域に関する知識や技術を獲得するための各種研修を実施します。

2 今後の人材育成・研修に関する考え方、課題等をふまえて重点的に取り組む事項について**(1) 優秀な人材の安定確保と早期育成**

就職希望者の医療・福祉関連業界への関心度は低調で、人材確保は今後もさらに厳しい状況が続くものと考えられます。療育支援に携わる人材の安定確保に向けたリクルート活動の強化と、入職後において計画的に基礎知識を学ぶ機会の充実を図ることにより、丁寧かつ早期に成長を促し定着ができる環境を整えます。

(2) 次世代を担う職員の育成と世代交代への対応

法人設立から 35 年以上が経過し、継続して定年退職を迎える職員が生じることが見込まれる中で、円滑な世代交代と利用者サービスの質を維持した事業継承が求められます。そのため、多数に分かれる職種・領域の実状に応じて、次世代を担う専門性の高い後継者の育成に継続的かつ計画的に取り組めます。

(3) マネージメント層（管理職）の育成・強化

専門領域のスペシャリストの育成と並行して、組織のマネージメントを担う管理職層の育成を強化します。事業団の将来を見据えて、管理職としての適性や能力の見極めを行い、段階的に上司を補佐する経験を積むと同時に、マネージメントに関する知識を学ぶ研修の充実を図ります。

(4) 今後の主な研修 ※法人本部、各センター、各職種の 3 体系から多面的・複合的に取り組みます。

	研修名	対象者	内容・目的等
階層別	階層別研修	全職員（1～7 級）	各階層（等級）やキャリアに応じて求められる役割認識やスキルを習得することにより、職員全体の底上げと組織力を強化
	新採用職員研修・同フォローアップ研修	新採用職員	
	採用内定者研修	次年度採用予定職員	
	新任管理職研修	新規昇任の管理職	
専門領域	発達障害部門基礎研修	療育関係職員 （採用～概ね 7 年目）	療育や医療等に関する専門知識や技術の習得・向上
	療育研究会等	全職員	研究や事業の取組成果の共有
	学会派遣等	全職員（主に専門職）	外部派遣による専門知識の獲得
その他	個人情報保護・ハラスメント・人権研修	全職員	コンプライアンスの観点から毎年継続的に実施
	考課者研修	全管理職	人事考課制度の安定的運用
	全体研修	全職員	利用者満足度向上の意識づけ
	所属研修・職種別研修		所属や職種に応じたテーマで実施

1 診療に関する現状の課題について**(1) 地域療育センターあり方検討の遅滞ない実施**

依然としてニーズが増加している発達障害児等やその家族支援に対して、横浜市から令和 5 年 3 月に「地域療育センターあり方検討のまとめ」が報告されました。この報告書の作成には地域療育センターが深く関与しており、既に診療現場で問題になっていること、あるいは試行的に実践してきたことが多く含まれています。引き続き横浜市と方針を共有しつつ、あり方検討の実施を遅滞なく進めていく必要があります。

(2) 学習障害（LD）を含めた学齢児に対する支援体制の整備

学齢期を担当する診療スタッフは少なく、平成 13 年創設の学齢障害児支援事業が基本的には見直されないまま、療育現場で可能な範囲で学齢児に関する診療サービスを充実させてきました。近年では特に学習障害（LD）に対するニーズが増大し、新たな評価・支援サービスを検討する必要があります。

(3) 要医療重症児および肢体不自由児に対する支援も、コロナ禍・ポストコロナを見据えて、新たなニーズの探知と対策が必要です。**2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について****(1) 基本的考え方**

ア 子どもの人権を尊重し、健やかな育みを目指して医学的診断・評価・検査・訓練のみならず、相談支援、ひろば事業などの初期支援と診療や療育などの二次支援を有機的に組み合わせ、子どもとその保護者の多様なニーズに応じた、一貫性のある切れ目のない専門的支援を行います。

イ センター内の相談・地域サービス部門や集団療育部門との一体的運営を図ることにより、一貫性のある総合的な療育サービスを提供していきます。

ウ 地域の医療、福祉、教育機関、保育所・幼稚園等と連携し、親子の安定した地域生活を支援します。

(2) 重点的に取り組む事項

ア 利用児が依然として増加していること及びニーズや社会環境の多様化に対応するため、地域療育センターあり方検討で報告された初期支援サービス充実の方針を最大限に活用し、診察枠や訓練を有効に運用していきます。そのためには、初期支援と診療を含めた二次支援の連携に基づく利用者との緊密な意思の共有体制の構築がこれまで以上に必要であり、専門職種による診療や訓練を遂行し、総合評価の提供について取り組んでいきます。

イ 学習障害（LD）に対する多職種チームアプローチによる適切な評価と支援サービスを構築するとともに、現行の学齢障害児支援事業では対処しきれないニーズを整理して検討していきます。

ウ 要医療重症児については、ポストコロナでも特に重症化のリスクを避ける対応が必要です。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士等の専門職が密接に連携し、安定した専門療育と親子が安心できる地域連携作りに向けて、医学的な視点から助言、指導を行います。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 事業団全体の人材を活用して、専門医やブレース・シーティングクリニックへの工学技師の派遣等により、高度な技術を常に提供し、総合リハビリテーションセンターの各種検査等の活用もできます。

(2) 事業団が運営する横浜ラポール・ラポール上大岡で実施される様々なプログラム等について、診療で適切にニーズをとらえて一人ひとりに有効な情報をタイムリーに提供することができます。

(3) 高い専門性を持った診療専門職のチームアプローチにより、それぞれの立場からの支援を行えることで、重複障害等にも対応できます。

1 児童発達支援センター（通園部門）に関する現状の課題について

中重度の知的に遅れがある子どもと保護者へ支援が通園部門の役割である中、就労家庭も増えてきています。家族プランに合わせた対応ができるよう、多様化したサービスを充実させていくことが必要です。

(1) 児童発達支援の課題

ア 就労家庭の増加から保護者のニーズが多様化しています。家庭や地域生活がより安定したものになるよう保護者支援、地域支援の充実を図ることが必要です。

イ 知的発達に遅れのある児や行動障害が強い児の支援内容をより充実することが重要です。

(2) 医療型児童発達支援の課題

ア 要医療重心児が安全に遊びの体験ができるよう、看護師を含む他職種とチームになって環境や支援内容の充実を図っていく必要があります。

イ 障害像の多様化や就労家庭が増えていることから、クラス運営は複雑化しています。その中で安全かつ個々の子どもの課題に合った療育内容を検討していきます。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

(1) 基本的な考え方

児童発達支援では、高頻度の専門的な支援が必要な児への療育に特化するとともに、医療型児童発達支援では、安全に子どもが楽しめる多彩なプログラムを提供します。

ア 児童発達支援

(ア) 特別な支援が必要な子どもに高頻度集団療育かつ専門性の高い療育を提供

頻度一週5回・週3回・週2回 : クラス数(人数) 10クラス(60人~70人)

(イ) 保護者の多様化したニーズに対応した低頻度(週1回等)の療育

イ 医療型児童発達支援

対象一医療的ケアが必要な児(要医療重症児、重症心身障害児)から精神運動発達遅滞児(PMR児)まで
頻度一週5回・週3回・週2回・週1回 : クラス数(人数) 2クラス(15人前後)

(2) 重点的に取り組む事項

ア 個々の子どもの特性や発達段階をふまえ、子どもが楽しく達成感が持てるようプログラムの充実を図ります。また、将来子どもが生活をしていく上で必要となる力を保護者と具体的に共有しながら、療育を計画的・多角的に展開していきます。

イ 障害のある子どもが家族の一員として健やかに育ち、きょうだい児を含め、家族全員が穏やかに安定した日常生活が営めるよう、家族全体を支援します。

ウ 保育所・幼稚園や小学校に対する療育参観・引継ぎ・訪問の機会を通して、課題や支援内容について共有する機会を設けます。

エ 就労家庭などが療育を受けることが出来る低頻度の療育を試行し、支援の内容について模索します。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 通園部門は中重度の遅れのある子どもへの療育の保障をし、多様化するニーズに対応できるよう様々なサービスを模索していきます。

(2) 福祉と医療の一体運営により、児童や保護者に必要なことは迅速かつ的確に対応できます。

事業計画書（児童発達支援事業所の運営
（発達障害児通所支援））

センター名	西部地域療育センター
-------	------------

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する現状の課題について

(1) 地域生活を主体とした発達障害児への対応

ぴーす鶴ヶ峰は開所当初、主な対象を「知的発達に遅れを伴わない発達障害児」とし定員 48 人で週 1 回の集団療育を提供してきましたが、ここ数年は対象を「地域生活を主体とする発達障害児」とし「軽度の知的障害を伴う発達障害児」も対応しています。現状としては定員 48 人では収まらずセンター内に週 1 回の集団療育の場を設定することになり、同じサービスを違う場で行っているため、プラン提示での利用者の混乱や運営面での困難が生じております。そのため、今後はぴーす（児童発達支援事業所）の対象、定員数を見直し、同じ場で週 1 回の集団療育が実施できるよう整理していく必要があると考えます。

(2) ニーズの多様化への対応

知的発達に遅れを伴わない発達障害児の状態像は多様であり、民間の児童発達支援事業所も多く存在する中、保護者のニーズもさまざまです。多様化するニーズに対応するためには、個々に応じたプランを立て、頻度等も含めた新たなサービスを構築していく必要があります。

(3) 卒園児への支援

放課後等デイサービスなど民間施設のサービスも保護者の選択肢のひとつとして定着し、ぴーすの卒園児支援のあり方を整理し見直す必要があります。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) ぴーす（児童発達支援事業所）の整理

ぴーす（児童発達支援事業所）の事業は、「地域生活を主体とする発達障害児に対する事業」とし知的発達に遅れを伴う児も対象としていきます。センター本体で実施している「児童発達支援センター」の機能も見直し、センター全体のサービスの中でどのような機能として展開していけばよいか整理していきます。

(2) ニーズの多様化への対応

ぴーす（児童発達支援事業所）の事業は、週 1 回集団療育に限らず目的を整理し、低頻度（月 2 回）の集団療育や保育所等訪問支援等サービスのバリエーション増やしていきます。

(3) 卒園児への支援

センターとしての専門性を意識し、低学年の支援と高学年の支援の目的を整理して保護者支援を中心にプログラムを展開します。オンラインなども活用し全センター合同でのプログラムを積極的に展開していきます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 同法人で運営しているラポールは、幼児期から成人期までのスポーツ及び文化活動の拠点となる機能を備えていることから、幼児期の経験が青年期・成人期の余暇活動につながり豊かな生活となるよう連携をすすめていきたいと考えます。

- 1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する現状の課題について**
- 地域支援のニーズも増大しており、効率的かつ効果的な地域支援の方法の検討が必要です。また、地域支援ニーズに対応する職員の人材育成を進めていきます。
- (1) 関係機関等への支援の充実
- 現状、民間児童発達支援事業所、放課後デイサービスとの連携がまだ十分ではないと考えており、今後連携強化等に取り組んでいく必要性を感じています。
- (2) 療育相談事業の見直し
- 発達障害への関心の高まりから、センターへの直接申し込みは年々増加し、「1歳6か月療育相談」利用児が減少しています。事業の内容を見直す時期に来ていると思われ、福祉保健センターとの検討が必要と考えています。
- (3) 保育所等訪問支援について
- 従来センターが行っている「巡回相談」では十分に対応できない児に対しては、本制度での対応が望ましいと考えます。実績を積み重ねていく必要があります。
- 2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について**
- (1) 療育ネットワークの発展と積極的な広報活動
- 「地域に役立つ地域療育センター」として、「障害がある児とその家族を地域全体で支える」ことを念頭に、福祉保健センター等の行政、地域の施設や子育て支援団体、医療機関等も含めて有効に連結させる療育ネットワークをさらに発展させ、その中核機関の一つとしてセンターが主体的に機能できるよう周知・広報活動に力を入れ、連携強化をはかります。
- (2) 技術支援先の拡大
- 保育所・幼稚園だけでなく、障害児に関するプログラムを実施している関係機関へも技術支援を実施します。また、子育て支援の観点から、各区の子育て支援拠点との連携も充実させます。
- (3) 自立支援協議会への参加
- 各区の自立支援協議会に対しては、障害児に関する専門機関として、主体的に参加をします。
- (4) 小学校への支援
- 教職員の研修やコンサルテーションを行う学校支援事業と、センター利用児個々のニーズに応じて実施する学齢障害児支援事業について、効果的・効率的に実施します。
- 3 その他（セールスポイント等）※記載は任意**
- (1) 福祉、医療に携わる様々な専門職が配置されていることから、地域における療育拠点として様々な相談に対応することが可能で、関係機関への適切な技術支援や連絡調整機能を円滑かつタイムリーに実施することができます。
- (2) 関係機関向けのセミナーについては、リハセンターをはじめとした同一法人内の職員の活用により、経験豊富な専門スタッフを講師に選任して実施するなど、充実したサービスの提供が可能です。

1 相談支援（相談業務）に関する現状の課題について**(1) 相談支援と地域支援システム構築の重要性**

保育所の増加、関係機関からの量と質両面のニーズの増大から、地域支援をタイムリーかつ効率的、戦略的に行えること、それぞれの機関に合わせた質の高いサービス提供が可能なシステムづくりが急務であると考えます。ソーシャルワーカー、保育士、心理士等多職種で構成されるチーム編成が必要であり、地域支援にもっぱら携わることが可能な組織編成が必要と考えます。

(2) 保護者に対する相談支援

児童発達支援事業所、放課後デイサービスの開所により、子どもへの支援環境は充実してきましたが、保護者への支援はまだ不足していると感じます。子どもの療育目標のみに着眼せず、保護者が「ありのままの我が子」を受け入れ、地域で育てていくための支援が最も重要と考えます。

(3) 学齢児の申し込み増加に対する対策、教育との連携

センター内だけの支援では解決せず、日々の学校での取組について、センターとしてどのように支援ができるのか、教育機関との密接な連携が必要と考えます。

増え続けている学齢児の相談については、ハード、ソフト両面において十分な支援が準備できていないこともあり、横浜市こども青少年局と協力し、早急な対応が求められています。

2 今後の相談支援（相談業務）の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

相談から始まるサービスのさらなる拡充を行います。

(1) 利用申込数の増加に対し、早期に支援をはじめられるよう相談体制の充実を図ります。相談を受けた時点から適切な支援ができるように、ソーシャルワーカー・心理士・保育士による面接、関係機関支援、親子で参加できるひろば事業をさらに充実させ、相談支援のメニューを拡充します**(2) 個々のケースへの相談支援を行う際に、地域支援は切り離すことのできない重要な視点です。さらなる地域支援システムの充実を図り、多職種編成による、質の高い技術支援を目指すとともに、地域課題をキャッチし、計画的、効果的、タイムリーな地域支援の在り方を目指します。また、子育て支援拠点等の関係機関との連携を強化し、地域の子育て支援ネットワークづくりに貢献します。****3 障害児相談支援に関する現状の課題について**

今後もセンターを利用する児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所の利用児を中心に計画を立てていきます。また、施設利用以外の利用児でも取り組んでいきたいと考えますが、計画に伴う事務量、業務量が増大することも予測され、センターの本来の役割・業務とのバランスが難しい現状があります。効率的で質の高い相談支援を行うためのシステム作り、人材育成が課題と考えます。

4 今後の障害児相談支援の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

子どもの発達が未分化な状態から開始する乳幼児の障害児相談支援は、子ども自身のニーズのアセスメントが難しく、それゆえ目標設定も難しいことを常に念頭に置く必要があると考えます。支援者や保護者のニーズが先行し、目標達成にとらわれてしまうリスクを常にはらんでいることを自覚し、子どもを中心とした障害児相談支援を行います。発達の遅れや、障害による生活困難性の高い利用児を重点的に取り組んでいきたいと考えます。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

センターは、市内で3区という広い範囲を担当しており、地域支援と相談支援をより効率的に組み合わせることで、相談支援の充実が図られています。

（令和6年度以降に、センターにおいて独自に取り組む予定の自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）がある場合は記載してください。） ※記載は任意

1 自主事業等の概要及びその基本的考え方について

(1) 地域ニーズ対応事業

多様化する相談内容に適切に応じるため、ソーシャルワーカーによる初回相談を遅滞なく行います。ひろばを年齢別に設置し、親子が安心して過ごす場を提供するとともに、保護者が対応の工夫を無理なく学ぶことができるようにします。相談内容が複雑なケースに対して、心理士による相談支援をぶらんちスペースで実施し、初診前の保護者の不安を軽減します。初期支援を担当するソーシャルワーカーが保育所や幼稚園を巡回し、適切な助言を行うことによって、時宜を得たインクルージョン強化に寄与します。

(2) 学齢児支援・学校との連携

学齢障害児支援事業、学校支援事業以外に、様々な学齢児に対するサービスを行っていますが、マンパワーに限られる中、より効果的で効率のよい学齢児支援を行う必要があると考えています。既に行っている学齢児へのサービスとしては、ぴーす・ふたば卒園児プログラムの一環としての電話相談（126件）、マチコミを用いた「ご相談お受け隊！」の配信（月1回）、同窓会、先輩ママとの交流会等です。学校との連携に関しても、通級指導教室と幼児期から学齢期への申し送りケースカンファレンスを行ったり、方面別の合同事例検討会を実施していきます。一部では全市を対象とした連携も実施し、市内の個別支援級研究会や特別支援教育総合センターが主催するLD指導担当者研修に講師派遣を行っていきます。さらに、年々問題が大きくなっている不登校児への支援プログラムとして、保護者グループの企画を検討していきます。

(3) 小児科かかりつけ医との連携

知的に遅れのない発達障害の子ども診療ニーズの爆発的な増加に対応するために、地域の小児科クリニック等と連携を構築していきます。センターの専門医によって適切な方針をたてた上で、例えば薬物療法が必要な場合には小児科で処方が行われることで、利用者にとっては身近な医療で発達障害に関連した医療を受けることができ、センターにおける混雑した診療を整理することにつながります。他地域でも、小児科医会との連携の動きがあり、全市レベルで療育と小児科クリニックとの連携事業へと発展する可能性があります。

2 自主事業等の具体的な内容（実施時期・頻度、対象者、担当職員、経費・財源等）について

(1) 地域ニーズ対応事業 ※経費・財源一人件費（地域ニーズ対応事業）

ア 実施頻度 週5日 イ 実施場所 ぶらんちスペース

ウ 対象者 初期支援の利用者 エ 担当職員 ソーシャルワーカー、心理士、保育士

(2) 様々な学齢児支援

<不登校児へのプログラム>

ア 実施頻度 年に2回 イ 実施場所 センター

ウ 対象者 不登校の学齢児の保護者 エ 担当職員 ソーシャルワーカー、心理士

<方面別合同事例検討会>

ア 実施頻度 年に1回 イ 実施場所 通級指導教室設置校

ウ 対象者 通級指導教室教諭 エ 担当職員 医師、心理士、ソーシャルワーカー

(3) 小児科かかりつけ医との連携

ア 実施頻度 連携の会 年に4回 利用児紹介 適宜

イ 対象者 発達精神科の診療を受けている利用児 ウ 担当職員 医師、看護師、心理士等

収支計画書(収支見込)

1 令和6年度から令和10年度までの収支見込

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備 考
収 入	市からの指定管理料	512,766	529,959	531,783	538,562	542,553	
	診療所収入	40,930	41,748	42,582	43,433	44,301	
	児童発達支援等収入	119,665	119,665	119,665	119,665	119,665	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	0	0	0	0	0	
	計	673,361	691,372	694,030	701,660	706,519	
支 出	人件費	556,001	572,426	573,702	579,923	583,344	
	事業費	7,818	7,975	8,134	8,297	8,463	
	管理費	100,471	101,719	102,756	103,814	104,893	
	事務費等	9,071	9,252	9,437	9,626	9,819	
	計	673,361	691,372	694,030	701,660	706,519	
差 引 (剰余金)		0	0	0	0	0	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①通園バス運行業務については令和4年度末で減価償却が終了するため、令和6年度以降減額しています。走行距離や安全性に考慮しながら大切に使用することで、経費節減に努めます。
- ②給食委託業務については、令和6年度に「指名型プロポーザル」を実施し、令和7年度から5年契約を締結することにより、委託費の値上げを防ぎます。
- ③更新時期を迎えるコピー等複合機については、5年毎に全台数を一斉に入れ替えるのではなく、印刷枚数の多い機種を優先的に入れ替え、印刷枚数の少ないものは継続使用することに加え、引き続きペーパーレス化に取り組むことにより、経費節減に努めます。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

- ・事業費・管理費(通園バス・給食・リース料を除く)・事務費については、令和5年度予算をベースに毎年2%(日銀の物価安定の目標)ずつ上昇を見込んでいます。
- ・各種契約については、横浜市の入札・契約制度を参考に、市内中小企業への発注を優先するとともに、競争入札・長期継続契約を価格引き下げのチャンスととらえ、経費削減に努めます。

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和6年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	512,766	
	診療所収入	40,930	
	児童発達支援等収入	119,665	
	その他収入	0	
	計	673,361	
支 出	人件費	556,001	
	常勤職員人件費	506,692	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計。
	非常勤医師人件費	20,280	
	非常勤職員人件費	29,029	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	7,818	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	100,471	
	光熱水費、電話代、燃料費	18,314	
	建物、設備等保守点検委託費	28,062	
	建物、設備等修繕料	4,475	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	41,774	
	その他物品リース料等	7,846	
	事務費等	9,071	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	673,361	
差 引 (剰余金)		0	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和7年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	529,959	
	診療所収入	41,748	
	児童発達支援等収入	119,665	
	その他収入	0	
	計	691,372	
支 出	人件費	572,426	
	常勤職員人件費	523,117	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計。
	非常勤医師人件費	20,280	
	非常勤職員人件費	29,029	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	7,975	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	101,719	
	光熱水費、電話代、燃料費	18,680	
	建物、設備等保守点検委託費	28,623	
	建物、設備等修繕料	4,564	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	42,004	
	その他物品リース料等	7,846	
	事務費等	9,252	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	691,372	
差 引 (剰余金)		0	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和8年度)

(千円)

		見込額	備 考(説明)
収 入	市からの指定管理料	531,783	
	診療所収入	42,582	
	児童発達支援等収入	119,665	
	その他収入	0	
	計	694,030	
支 出	人件費	573,702	
	常勤職員人件費	524,393	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計。
	非常勤医師人件費	20,280	
	非常勤職員人件費	29,029	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	8,134	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	102,756	
	光熱水費、電話代、燃料費	19,054	
	建物、設備等保守点検委託費	29,196	
	建物、設備等修繕料	4,656	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	42,004	
	その他物品リース料等	7,846	
	事務費等	9,437	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	694,030	
差 引(剰余金)		0	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和9年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	538,562	
	診療所収入	43,433	
	児童発達支援等収入	119,665	
	その他収入	0	
	計	701,660	
支 出	人件費	579,923	
	常勤職員人件費	530,614	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計。
	非常勤医師人件費	20,280	
	非常勤職員人件費	29,029	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	8,297	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	103,814	
	光熱水費、電話代、燃料費	19,435	
	建物、設備等保守点検委託費	29,780	
	建物、設備等修繕料	4,749	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	42,004	
	その他物品リース料等	7,846	
	事務費等	9,626	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	701,660	
差 引 (剰余金)		0	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和10年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	542,553	
	診療所収入	44,301	
	児童発達支援等収入	119,665	
	その他収入	0	
	計	706,519	
支 出	人件費	583,344	
	常勤職員人件費	534,035	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計。
	非常勤医師人件費	20,280	
	非常勤職員人件費	29,029	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	8,463	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	104,893	
	光熱水費、電話代、燃料費	19,824	
	建物、設備等保守点検委託費	30,375	
	建物、設備等修繕料	4,844	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	42,004	
	その他物品リース料等	7,846	
	事務費等	9,819	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	706,519	
差 引 (剰余金)		0	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。